

第5章 取組の持続的な実施に向けた目標値設定

本計画の基本方針の実現に向け、目標の達成状況を確認するための評価指標や目標値、目標値の測定方法は以下のとおり。評価は第6章の評価推進体制により毎年度実施する。

(公共交通の利用者数)

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい状況が続いている中で、広域交通の持続性を確保していくため、現状の利用者数（令和4年度見込み）を増加させることを目標に各種施策に取り組んでいく。

(公共交通事業者の収支率)

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい状況が続いている中で、広域交通の持続性を確保していくため、現状の収支率（令和4年度見込み）を改善させることを目標に各種施策に取り組んでいく。

(公共交通への公的資金投入額)

路線の維持・確保を図るため、国庫補助をはじめとした公的資金の投入を行っているが、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により欠損額が増加傾向にある中で、公的資金投入額が増加に転じないように、各種施策に取り組んでいく。

表5-1 評価指標及び数値目標

評価指標	単位	現況値	目標値	対応する施策
		令和3年(2021年)	令和9年(2027年)	
公共交通の利用者数 (※1)	千人	1,424	1,670以上	①② ③④
公的資金が投入されている公共交通の収支率(※2)	%	36.8	37.5以上	①② ③④
公共交通への公的資金投入額(※3)	百万円	723	723以下	①② ③④

※1 広域交通の運行事業者からの提供データ（令和3年度輸送人員）により算出。当地域において運行されている地域間幹線系統及び広域生活交通路線における利用者数。

※2 広域交通の運行事業者からの提供データ（令和2年10月1日から令和3年9月30日の経常費用、経常収益）により算出。当地域において運行されている地域間幹線系統及び広域生活交通路線における収支率。

※3 市町村及び道のデータ（令和3年度の地域間幹線系統及び広域生活交通路線における市町村負担額、道負担額及び国負担額の合計）により算出。

【目標値の設定方法について】

○本地域の人口減少について

本地域の令和4年（2022年）から令和9年（2027年）の人口は、5年間で6.7%の減少が見込まれる（国勢調査及び将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30推計））を使用して推計）。

<令和4年（2022年）人口：286,956人、令和9年（2027年）人口：267,805人、人口減少率▲6.7%>

○人口減少率による推計値

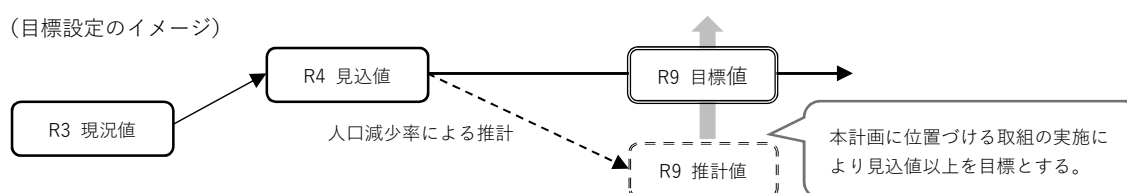
上記の人口減少率を踏まえ令和4年（2022年）の見込値から推計した令和9年（2027年）の利用者数等は次のとおり。

<利用者数：1,558千人、収支率：34.9%、資金投入額：1,207百万円>

○設定する目標値

社会情勢の影響で見込値から減少に転じないように、本計画に位置づけた取組を進め、見込値以上を目標とする。

（目標設定のイメージ）



評価指標	R3 現況値	R4 見込値(※)	R9 目標値	R9 推計値
利用者数（千人）	1,424	1,670	1,670 以上	1,558
収支率（%）	36.8	37.5	37.5 以上	34.9
公的資金投入額（百万円）	723	-	723 以下	1,207

※見込値は対象路線の令和5年1月時点での数値を事業者より聞き取り。

公的資金投入額は令和5年1月時点で未確定であることから、R3 現況値を目標値に設定。

表 5-2 数値目標の測定方法

データ測定方法	調査手法概要等
公共交通の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通の運行事業者からの提供データによる確認。 ・ 毎年6月頃に前年の輸送人員データを収集。
公的資金が投入されている公共交通の収支率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通の運行事業者からの提供データによる確認。 ・ 毎年6月頃に前年の収支率を収集。
公共交通への公的資金投入額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村及び道のデータによる確認。 ・ 毎年6月頃に前年の投入額を収集。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画推進状況の評価推進体制、評価、検証

本計画における目標の達成に向けた施策・事業の取組の継続的な実施にあたり、「第5章 取組の持続的な実施に向けた目標値設定」で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを実施しながら、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等について検証・評価を実施する。

取組の評価については、本計画の策定主体である「北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会」において行うこととし、「6-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築」に示すPDCAサイクルにより検証を実施していく。

また、本計画における目標の達成に向けては、関係自治体・交通事業者をはじめ、幅広く多様な主体との連携の下、地域が一体となって取り組んでいくことが重要であり、関係者がそれぞれに求められる役割を認識し、将来を見据えた持続的な公共交通ネットワークの構築に向け、取組を推進していく。

表6-1 取組状況の評価体制

区分	組織名	区分	組織名
地方公共団体等	北海道釧路総合振興局	公共交通事業者等	阿寒バス株式会社
	北海道根室振興局		くしろバス株式会社
	釧路市		根室交通株式会社
	釧路町		北海道旅客鉄道株式会社
	厚岸町	道路管理者	北海道開発局釧路開発建設部
	浜中町		北海道釧路総合振興局釧路建設管理部
	標茶町	公安委員会・警察	北海道警察釧路方面本部
	弟子屈町	北海道運輸局	釧路運輸支局
	鶴居村		
	白糠町		
	根室市		
	別海町		
	中標津町		
	標津町		
	羅臼町		

表 6 - 2 取組の推進に向けた各関係者の役割及びその内容

関係者	求められる役割	内容
行政(国、関係地方公共団体等)	施策の検討・実施等	地域の交通に対するニーズの実態把握 各種公共交通に関する施策の実施 資金の調達等
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行 乗降状況のモニタリングの協力等 経営努力の向上、収支改善への取組強化
地域住民 各種団体	公共交通の積極的な活用等	公共交通の積極的な利用

6-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築

本計画（Plan）の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を検討する。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を改定するとともに、施策・事業の予定に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）していく。

本計画は、上記のPDCAサイクルを回しながら進捗を管理して運用する。なお、PDCAサイクルによる運用にあたっては、毎年度、「北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会」を開催し、構成機関の認識の共通化を図りながら進める。

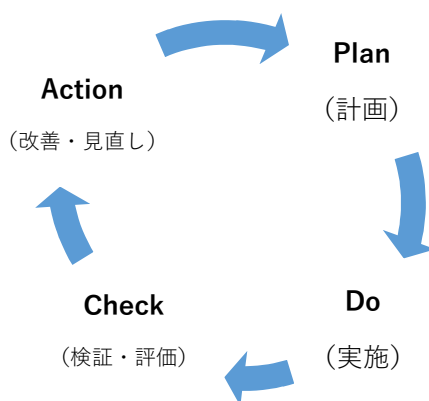


図6-1 PDCAサイクルによる評価・検証

6-3 今後の協議会の開催スケジュール

継続的で実効性のある施策の実施に向け、6-2によるPDCAサイクルを行いながら計画を推進していくため、以下のスケジュールにより「北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会」を開催していく。

なお、取組の実施状況などにより、本計画の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合などについては、以下のスケジュールによらず随時開催するなど、状況に応じた協議を実施していく。

		実施内容		協議会開催
令和5年度 (2023年度)	6月	目標の実現・目標値の達成に向けた事業の実施、実施状況の分析	事業の実施状況に応じた計画の見直し（事業内容・目標値等の見直し等）	第1回 ・事業計画の承認 ・令和5年度事業に係る協議 ・令和6年度事業に係る協議
(計画1年目)	12月			第2回 ・令和6年度事業に係る協議
令和6年度 (2024年度)	6月			第1回 ・事業計画の承認 ・令和5年度事業の評価 ・令和7年度事業に係る協議
(計画2年目)	12月			第2回 ・令和7年度事業に係る協議
令和7年度 (2025年度)	6月			第1回 ・事業計画の承認 ・令和6年度事業の評価 ・令和8年度事業に係る協議
(計画3年目)	12月	第2回 ・令和8年度事業に係る協議		
令和8年度 (2026年度)	6月			第1回 ・事業計画の承認 ・令和7年度事業の評価 ・令和9年度事業に係る協議
(計画4年目)	12月			第2回 ・令和9年度事業に係る協議
令和9年度 (2027年度)	6月			第1回 ・事業計画の承認 ・令和8年度事業の評価 ・令和10年度事業に係る協議
(計画5年目)	12月			第2回 ・次期計画の承認等

図6-2 目標達成度の評価指標のモニタリング方法

付属資料

(1) 北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更
- (2) 地域公共交通計画に位置付ける事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、北海道釧路総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 3 副会長は、北海道根室振興局地域創生部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 6 会長及び副会長は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
 - (3) 地域公共交通計画に位置付ける事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合には、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項に

ついてオンライン又は書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。書面により委員の意見を徴する方法の場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第10条 委員並びに第6条第10項及び第7条の規定により総会又は幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課及び北海道根室振興局地域創生部地域政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課主幹、事務局次長は北海道根室振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1) 総会の運営に関する業務

(2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事故の処理）

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（委任）

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年8月3日から施行する。

(2) 北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会等の開催経緯

項目	開催方式	開催日時	議題等
<input type="checkbox"/> 広域計画市町村担当課長会議	WEB会議	令和4年(2022年)1月24日(月)	・地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度 ・釧路・根室地域公共交通計画の枠組
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線に係る意見交換	対面	5月20日(金) 6月13日(月)	・釧路羅臼線の現状 ※5月は根室振興局管内市町村、6月は釧路総合振興局管内市町村
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線乗降調査	—	7月13日(水)	・乗降調査
<input type="checkbox"/> 釧路線(根室線)に係る意見交換	対面・WEB会議併用	7月22日(金)	・釧路線(根室線)の現状
●令和4年度第1回協議会	対面・WEB会議併用	8月3日(水)	・協議会設置 ・計画策定に向けた進め方
<input type="checkbox"/> 広域バス路線ごとの維持・確保方針	文書照会	8月	・広域バス路線の維持・確保の方針
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線に係る意見交換	WEB会議	8月29日(月)	・釧路羅臼線の現状
<input type="checkbox"/> 釧路線(根室線)乗降調査	—	9月15日(木)	・乗降調査
<input type="checkbox"/> 広域バス路線ごとの維持・確保方針	対面・WEB会議併用	9月～10月	広域バス路線の維持・確保の方針 ※事務局による市町村・事業者訪問
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線に係る意見交換	WEB会議	11月28日(月)	・釧路羅臼線の方向性
●令和4年度第2回協議会	対面	12月22日(木)	・北海道釧路・根室地域公共交通計画(原案)について

(凡例 : ●協議会 □関係会議等)

北海道釧路・根室地域公共交通計画

問い合わせ先 北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課
北海道根室振興局地域創生部地域政策課